

## 議案第42号

### 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="327 347 945 379"><u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会設置条例</p> <p data-bbox="259 469 340 501">(設置)</p> <p data-bbox="241 526 1084 676">第1条 <u>鳥取県職員人材開発センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p data-bbox="259 766 394 798">(所掌事務)</p> <p data-bbox="241 823 1084 919">第2条 審議会は、<u>センター</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>	<p data-bbox="1205 347 1684 379"><u>鳥取県自治研修所</u>運営審議会設置条例</p> <p data-bbox="1137 469 1218 501">(設置)</p> <p data-bbox="1120 526 1962 676">第1条 <u>鳥取県自治研修所</u>（以下「<u>研修所</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県自治研修所</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p data-bbox="1137 766 1272 798">(所掌事務)</p> <p data-bbox="1120 823 1962 919">第2条 審議会は、<u>研修所</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。